

薬事研究

院外処方せん発行までの経過報告

船越敏雄 藤沢守 町田忠相
 佐藤康弘 山端孝司 金沢恵子
 嶋原弘一 早崎伸一 深井康邦
 赤坂博 吉川浩平(前薬局長)

はじめに

当院では、平成7年4月3日より院外処方せんを発行している。これは道内の自治体病院での本格的な実施のスタートを意味するものでもある。院外処方せん推進会議事務局として、いままでの院内、院外の取り組みを集約したので報告致す。

われわれが院外処方せん発行について初めて考えるようになったのは平成4年のことで、その年の診療報酬改定で、病院の患者に対する業務評価の見直しが行なわれ、同時に薬価査定方式の見直しも行なわれ薬価差益が少なくなり、その傾向が続くことが予想された。このような状況の中で院外処方せん発行がさらに具体化し、種々の観点からの検討を踏まえ、院外処方せんの発行を決定したのは平成6年4月のことであった。

当時の院外処方せん発行の目標は次のとおりである。

- ◆待ち時間の短縮。
- ◆服薬指導の充実。
- ◆より良い医療・患者サービスの向上。
- ◆医薬品の有効性と適正使用の確保。
- ◆入院患者へのサービス向上。
- (薬剤管理指導業務)
- ◆病院の経営に貢献すること。
- ◆国の施策として厚生省が推進する医薬分業に協力すること。

当初から、院外処方せんの発行が経済的側面からみて有効な診療科は、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科の5科と考えられた。はじめはこの5科からスタートし、状況をみながら他科にも拡大して、将来的には全科を院外処方せんにしていく方針である。

一方、スムーズな院外処方せん移行に向けて、医師、看護婦、医事課、管理課、薬局などのスタッフの協力を受けながら、計画を進めた。また、同時に名寄薬剤師会の会員の方々と共に、医薬分業という制度の確立をめざし準備してきた。

院外処方せんの発行によって、受診される人達が一番に望んでいる待ち時間の短縮、服薬指導の充実などが実現することが期待される。われわれは患者の皆様の意向、名寄の地域的特性および、国や他の病院の方針、動向を把握することに努めた。

そして、地域住民、当院に受診される人達に理解と同意を得るよう、様々な方法をこころみ(表1、2、3)。

以下具体的な取り組み、日程等について述べる。

I. 院外処方せん発行までの経過

- 平成5年2月 ●病院長が名寄薬剤師会に院外処方せんの受入れを打診した。
- 4月 ●名寄薬剤師会で受入れを検討する。
- 6月 ●名寄薬剤師会は臨時総会で会営薬局設立を決定する。
- 7月 ●名寄薬剤師会が院外処方せんの受入れを病院に伝える。
●名寄保健所管内に在住する日本薬剤師会会員を対象に会営薬局の出資金を募る。
- 10月 ●株式会社「名薬調剤センター」が法人登記し会営薬局を名寄調剤薬局と称する。
●院長が院内薬局に院外処方せんの発行に関する報告書の作成を指示する。
- 12月 ●報告書を院長に提出する。院外処方せん発行開始までのスケジュールを作成し、第一次アンケートを院内エントランスホールで患者に配布する。
- 平成6年1月 ●院長、薬局長が薬剤師会代表と話し合い、院外処方せん発行の意志を伝える。
●アンケートを集約する。
●薬剤師会との協議機関である院外処方せん連絡協議会の院内メンバーを指名し院内の実務的な企画をする院外処方せん推進会議を設立する。
連絡協議会スタッフ
(院長、副院長、診療部長、事務局長、総婦長、薬局長、副薬局長、事務局として調剤係長、調剤係主任)
推進会議スタッフ
(医局3名、看護局4名、管理課2名、医事課3名、薬局員全員)
- 2月 ●第一回院外処方せん推進会議を開催する。
院外処方せん発行関係報告書を発表し、発行開始までのスケジュールを報告する。
●第一回院外処方せん連絡協議会を開催する。
病院の基本方針を説明し、薬剤師会の意向を伺う。
- 4月 ●名寄新聞に院外処方せん発行に関する記事が記載される。
- 6月 ●講師を招き、全職員を対象に院外処方せんに関する勉強会を開催する。
●病院ニュースで院外処方せん発行の記事を2回掲載する。
- 7月 ●第二回院外処方せん推進会議を開催する。
発行年月日、発行科、発行の方法、処方せんのチェック、処方薬品の限定、新薬の採用・決定、処方せんの様式、患者へのPR等について。
- 9月 ●第二回院外処方せん連絡協議会を開催する。(藤花にて)
推進会議で決ったことを伝え、会営調剤薬局の概要を伺う。
●発行5科の外来看護婦と院内薬局の話し合い。
●発行5科の医師と院内薬局との相談会。
●会営調剤薬局と医事課、院内薬局との相談会。
- 10月 ●発行5科の医師と会営調剤薬局、院内薬局との懇談会。(紅花にて)
●会営調剤薬局が着工し従業員を募集する。
- 11月 ●第三回院外処方せん推進会議を開催する。
PRを兼ねた第二次アンケート、チラシの件。
●PRを兼ねた第二次アンケート、チラシを院内エントランスホールで配布する。
- 12月 ●アンケートを集約する。
5科で処方されている薬品のリストを作成し会営調剤薬局へ提出する。
- 平成7年1月 ●会営調剤薬局職員3名が院内薬局に研修に入る。
1月10日～2月17日まで

- ポスター、チラシを作成する。(表1、2、3)。
 - 発行5科の医師、院内薬局、会営調剤薬局職員で処方内容の確認の話し合いをする。
 - 医事課と院内薬局の相談会。(FAXの設置場所等)
 - 第四回院外処方せん推進会議を開催する。
 - アンケートの集約、処方せんの流れ、処方せんの受付およびFAXの設置場所、各地域へのPR、ポスター、チラシの配布等について。
 - 処方せんの様式を決定する。
 - 病院ニュースで処方せんの様式、処方せんの流れについて掲載。
- 2月
- 会営調剤薬局が完成する。
 - 患者負担の院内・院外の比較表を作成する。
 - ポスター、チラシを院内の関係各部所、市役所等の公共機関、市内の関係機関等に配布しさらに近隣11カ町村の役場を訪問しPRを要請する。
 - 名寄市広報、名寄新聞、北都新聞、北海タイムス、北海道新聞に院外処方せん発行の記事を掲載する。
 - 第三回院外処方せん連絡協議会を開催する。
 - 第四回院外処方せん推進会議で決まったことを報告する。
 - 会営調剤薬局の進行状況を報告する。
- 3月
- 名寄市広報に2回目の院外処方せん発行の記事を掲載する。
 - 発行5科の医師、医事課、院内薬局、会営調剤薬局との打合せ。
 - 院外処方せん相談コーナーを設置する。
 - 院外処方せん案内コーナーを設置しFAXを置く。
- 4月
- 3日(月)より院外処方せんを発行する。

II. 院外処方せん発行の詳細

患者本位の院外処方せん発行を進めていくために、当院での推進方策を取りまとめたものを次に示す。

1. 院外処方せんを発行する科と方法

- 1)当初は発行診療科を小児科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科の5科に限定し原則として院外処方とする。(発行を5科の診療科に限定した理由は、受け入れる保険調剤薬局の対応の問題と病院経営の経済的視点から)受入れ状況をみながら発行する診療科目を拡大し、最終的に全科で原則院外処方とする。
- 2)発行する診療科(5科)の他に複数科を受診している患者の処方せんについては発行科のみを院外処方とする。
- 3)入院患者の外来処方せんは、すべて院内処方とする。

2. 院外処方せん除外薬品・除外患者

- 1)院内特殊製剤品目を処方されている患者
ネーザルクリーム、コウジ酸軟膏、ヒビテン液、 γ -BHC軟膏、グルタル液、塩化アルミニウム液、滅菌グリセリン、滅菌塩化ベンザルコニウム液、0.5%硫酸アトロピン点眼液など
 - 2)麻薬を処方されている患者
 - 3)臨床治験薬を処方されている患者
- ### 3. 院外処方薬品の限定、及び新薬の採用、中止薬等の決定について
- 1)原則的には、院内採用薬品を処方する。
 - 2)院外処方の新薬の採用、中止薬等の決定は薬剤委員会で行い、薬務局が仲介して保険調剤薬局に連絡する。
- ### 4. 外来処方せんの様式、処方せんの記載方法、医師の記名・押印等について
- 1)院内・院外共通とし、2枚複写とする。
 - 2)初診は、医師が処方薬を手書き、または印鑑

を利用して記入し、用法（食前、食後等の区別、また1日に飲む回数等）と日数を記入する。次回からは前回処方薬が印字されてくるので、用法と日数を記入する。

3) 協定処方の取扱い

①協定処方を初めて処方する場合は、協定処方名とその内容を記載する。

②前回処方せんには協定処方名と内容が印字される。

4) 院外処方せんの医師名の欄は記名・押印または署名（フルネーム）する。

※記名～ゴム印、印刷は可。（ローマ字、ひらがな等は不可）

5) 処方内容の変更、削除の場合はその箇所に横線または×印を書き、その上に必ず医師の訂正印を押す。

5. 院外処方せんのチェック、疑義仲介について

1) 院外処方せん発行当初は（処方せんに慣れる1～2カ月程度位）薬務局の薬剤師が院外処方せんをチェック、疑義の仲介をするが、後は保険調剤薬局から外来診療科へ直接問い合わせる。

6. 院内での発行料の処方せんと患者の流れ

1) 患者が医事課カウンターで新患受付、または再来受付機にて受け付けする。

2) 外来基本票が打ち出され、医事課メッセージが各外来診療科へ配布する。

3) 医師が診察後、院外・院内の両文字のうち院外に○印を記入し、院外処方せんを発行する。

4) 院内処方せんならば従来どおり。

5) 院外処方せんならば医事課4番料金窓口で受付をし、院外処方せんを受取り、薬局カウンター横の院外処方せん案内コーナーにあるFAXで処方せんの写しを先に保険調剤薬局に送付する。

6) 5番会計窓口で会計を済ませてから、院外処方せんの原本を保険調剤薬局に持参して頂く。

7. 院外処方せん案内コーナーの設置について

1) 薬局カウンターの横に院外処方せん案内コー

ナーを設置して、患者の便宜を図る。

2) 院外処方せん案内コーナーには、名寄薬剤師会管調剤薬局職員が常駐し、院外処方せんの写しをFAXで保険調剤薬局へ送付したり、院外処方せんについての相談に応じる。

8. 診療報酬の査定について

1) 長期投与できない薬剤の長期投与、過剰投与、病名不適はいままでも同様、病院の診療報酬より差し引かれる。

2) 多剤投与（1処方せん10剤以上）の場合

①病院のペナルティは処方せん料76点のところを53点に引き下げられる。

②保険薬局は1処方につき10種類以上の内服薬の投与を行った場合は、所定点数の90/100に相当する点数により算定する。

9. 患者負担について

1) 限定5科を院外処方にした場合、薬代は別にして処方せん料と調剤料で、健保本人（1割負担）で平均約160円、健保家族（3割負担）で約490円程度の患者の負担が増加すると推定される。

2) 自己負担のある患者は、従来通り治療費（診察料など）と処方せん料を病院会計窓口で支払し、薬代と調剤料等は保険調剤薬局に支払いをして薬を受け取る。

3) 従来通り自己負担のない患者（老人保健と公費負担）は、院外処方せんでも無料で、処方せんを提出するだけで保険調剤薬局より薬を受け取れる。

10. 院外処方せんの市民と近隣町村患者へのPRについて

1) 平成6年11月24日～12月7日よりPRを兼ねたアンケートを実施し、PR用「院外処方せんのお知らせとお願い」のチラシを5,000枚患者に配布する。

2) 1月より「院外処方せん発行のお知らせ」のポスターを作成し150枚印刷する。（図1）ポスターと同じ内容のチラシ（赤色）を8,000枚印刷する。

「小児科・眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・産婦

人科に受診の皆様へ」のチラシ（緑色）を作成し、5,000枚印刷する。（図2）

「4月より院外処方せんを受け取られる患者さんへ」のチラシを名寄薬剤師会で作成してもらい、5,000枚印刷して頂く。（図3）

3) 2月より市役所等の公共機関、市内の各薬局、各薬問屋、市立病院の正面・職員玄関、各発行診療科、薬局等にポスターを掲示し市民にPRする。

院外処方せん発行のお知らせ

平成7年2月

4月3日(月)より当院では
小児科・皮膚科・眼科・
耳鼻咽喉科・産婦人科
の各診療科で
院外処方せんを発行
することになります。



「院外処方せん」は4日以内に
最寄りの保険調剤薬局に
お持ちになりお薬を
調剤してもらってください。

くわしくは当院薬局又は保険
調剤薬局におたずね下さい。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

名寄市立総合病院
NOMORI GENERAL HOSPITAL

図 1.

チラシ等を各発行診療科、薬局カウンターに置き配布する。

11カ町村の役場にポスターと各チラシを持参しPRを依頼する。

名寄市の2月、3月の広報に院外処方せん発行についての記事を掲載する。

名寄新聞、北都新聞に院外処方せんについての記事を掲載する。

各施設、学園等へ院外処方せん発行についての内容を通知する。

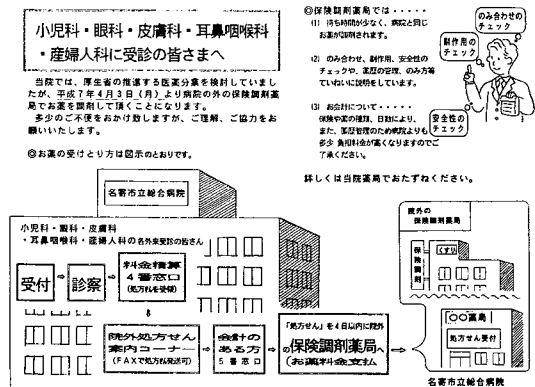


図 2.

『院外処方せん』を受け取られる患者さんへ

- 院外処方せんは、自分の担当診療科の『各寄附調剤薬局』でお薬を取り扱いますが、その他の保険薬局でも随時取り扱える保険薬局です。
- 『院外処方せん』を受け取られた方は、4日以内に処方せんを保険薬局へお持ちください。お薬をお求めください。
(処方せんの有効期間は交付の日を含めて4日間です。)
- 『院外処方せん』を受け取られた方は、院外処方せん案内コーナーのファックスを利用すると便利です。正規の処方せんは、あらかじめファックスで送信した薬局へ必ずお持ち下さい。
- 保険薬局で調剤されるお薬は病院採用の薬と同一ですからご安心ください。
- 従来どおり、治療費（診察料など）は病院会計窓口でお支払いいただくこととなります。
- 院外処方せんでご自己負担のある方は、お薬代を、保険薬局でお支払いください。従来より負担金は少し増えます。
- 従来どおり自己負担のない方（老人保健と公費負担）は、院外処方せんでも無料です。
- ご不明な点は『院外処方せん案内コーナー』にお問い合わせください。

院外処方せんを受け取る保険薬局

薬局名	住 所	電話番号	ファックス
名寄調剤薬局	名寄市西6条南9丁目	3-0110	3-0116
その他の保険薬局			
徳島 徳島	名寄市西4条南5丁目	2-7982	2-3282
徳島 徳島	名寄市西1条南5丁目	2-2034	2-2031
徳島 徳島	名寄市西4条南3丁目	2-2562	
ホクレン調剤薬局	名寄市西2条南5丁目	2-2737	2-0743
北見 北見	名寄市西4条南6丁目	2-2648	2-2648
北見 北見	名寄市大連南6丁目	2-3392	2-3392
山口 山口	下川町南732	094533	4-2924
秋 秋	下川町南127	094533	4-2924
秋 秋	下川町南127	094533	4-2924
秋 秋	下川町南127	094533	4-2924
秋 秋	下川町南127	094533	4-2924
秋 秋	下川町南127	094533	4-2924

名寄薬剤師会・名寄市立総合病院

図 3.

Ⅲ. 院外処方せん発行の有用性と今後の課題

院外処方せん発行は、早くからその必要性を指摘されながら、あまり進展をみせていなかった。厚生省では、ここ10年来、国の施策として医薬分業を推進しており、近年、医薬品の適正使用が社会的な課題となっており、医薬品の有効かつ適正な使用に寄与し、「より質の高い医療・患者サービスの向上」を提供する院外処方せん発行（医薬分業）が全国的に望まれている。

1. 医薬分業とは

患者の診療行為と処方せんにもとづく調剤・服薬指導等を医師と薬剤師のそれぞれが担い、医薬品の服用にかかわる有効性や適正化を図る医療上の社会システムである。

2. 院外処方せん発行の今日的な背景

- 1) 高齢化人口の急速な進展に伴って、多種類かつ長期にわたる医薬品使用の機会が増大するとともに、同時に複数の疾病にかかることによる複数科受診が増大してきている。このことから、重複投薬・相互作用などによる医薬品のリスクを軽減するため、それらのチェックが必要になってきている。
- 2) 国民の健康・医療への参加意識の高まりによって、「薬の副作用について知りたい。」「こんなにたくさん薬を飲んで飲みあわせが心配だ。」「薬の説明を詳しくして欲しい。」といった欲求が高まり、患者の薬歴管理や服薬指導の必要性が増大している。
- 3) 新開発医薬品等の増大により、個々の医薬品情報が増えてきており、そのために薬剤師が医薬品情報を把握し、医師や患者に適切な医薬品情報を提供することが大切になってきている。
- 4) 待ち時間の短縮は患者サービスの基本であり、それに貢献する面分業（地域薬局全体での対応）が確立されつつある。
- 5) 薬価差益・外来業務の評価など、病院の経営面からも考えられている。
- 6) 病院薬局は入院患者志向を強めている。

このような背景の中で院外処方せん発行が大きくなりクロズアップされ、道内の公立病院では、北大（85%）、札幌大（95%）、旭医大（46%）、国立札幌（15%）、国立函館（100%）、市立土別等が発行し、市立江別、市立室蘭等も具体的な検討に入っている。

3. 医薬分業によるメリット・デメリット

1) 患者の立場から

『メリット』

- 待ち時間の短縮になる
- 十分な薬の説明が受けられる
- 重複投与・相互作用を防止する
- 薬局の自由な選択ができる
- 都合のよいときに薬を受け取れる

『デメリット』

- 負担増

二度手間

- 病院の薬でないという不安
- 秘密保持の不安

2) 病院の立場から

『メリット』

- 医薬品購入資金の減少
- 院内在庫の減少
- 調剤・請求ロスの減少
- 薬剤管理指導業務の取り組みによる入院患者へのサービス向上

『デメリット』

- 院外薬局への不安
- 薬価差益の減少

この院外処方せん発行は、病院、薬局、患者のそれぞれにメリット、デメリットがあるが、患者にとって最もメリットが大きいものでなければならず、そのためには、患者の立場から推進されるものでなければならない。

おわりに

平成5年6月、院長から公立病院における院外処方せん発行のためのノウハウを検討するよう要請があった。その後1年10カ月あまり調査・検討を重ねてきましたが、本年4月から道北の地における自治体病院として初の院外処方せん発行が行われたことは国の施策である医薬分業として画期的な出来事である。

当初の発行枚数は予想を越え1日平均367枚の発行を数え、発行率40%、トラブル発生0という快挙に一同大変感激致した。なお、今後全科の発行を念願し、院外処方せん連絡協議会及び院外処方せん推進会議のスタッフをはじめ、関係者並びにご援助を頂きました皆様にご場をおかりして心からお礼と感謝を申し上げる。